

事務所だより

第21号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

退職後の健康保険

退職した後の

健康保険は

勤務先で健康保険に加入している方が退職した後は、自分で健康保険制度への加入手続きをすることになります。加入手続きは、次の三つの中からいずれか一つを選択します。ただし、③については退職後の収入額によって加入できない場合がありますので、注意が必要です。

- ① 退職時に加入していた健康保険の保険者で任意継続する。
 - ② 住所地の市町村役場(所)で国民健康保険に加入する。
 - ③ 健康保険に加入する家族の保険に被扶養者として加入する。
- 現在の健康保険制度では、たとえば小学校入学後から七〇歳未満の方の自己負担額は、①から③のどの健康保険制度に加入しても医療費の三割です。そのため、どの健康保険制度に加入するかは、毎月の保険料を比較して考えるといでしょう。
- 保険料は、健康保険制度の保険者ごとに保険料の算出方法が異なりますので、加入前に比較することをお勧めします。
- ただし、退職前一年間に高額療養費を受けたことがあり、退職後すぐに入院や高額の外來費用を支払う予定のある方は、①が良いでしょう。

どの健康保険制度がおトク?!

健康保険制度に加入しなかったとしたら

今まで病気やけがをしても市販薬で済ませていたのが、健康保険証を使っていないから保険料を負担したくない、と思ってしまうんです。

退職後に加入手続きをしない、いわゆる「無保険」状態

していると、いざという時には医師の診察費用が全額自己負担となります。大急ぎで国民健康保険に加入しても、加入前の費用は保険適用されないため、戻ってくることはありません。

後で慌てないためにも、退職時には必ず健康保険切り替えの手続きをしましょう。

退職後の健康保険	加入条件	申請先・申請期限
① 健康保険の任意継続するとき	退職時に継続して2カ月以上の加入期間がある方	退職時の保険者・退職の翌日から20日以内
② 国民健康保険に加入するとき	①と③に加入できない方全員	住所地の市町村役場(所)・退職の翌日から14日以内
③ 家族の保険に被扶養者として加入するとき	退職後の収入が、月額108,334円未満(60歳未満)や月額150,000円未満(60歳以上)になる方	家族の加入する健康保険者・退職の翌日からすみやかに

※ 75歳以上の方(65歳以上で一定の障害の認定を受けた方)は、長寿医療制度への加入となります。

「ねんきん」
無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに
行く時間が無い方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付(※)
しています

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。

お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

継続雇用制度導入の特例措置が終了

高齢者の安定した雇用の確保へ

平成十八年四月一日より、六五歳未満の定年の定めをしている事業主は、

- ① 六五歳までの定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

のいずれかの措置を講じなければならぬこととなり、今日に至りました。その結果、一律定年制（六〇～六四歳）を定めている事業所のうち、約九割で継続雇用制度を導入しています。

継続雇用対象者の基準

継続雇用制度では、原則として希望者全員を継続雇用とすることを求めています。

しかし、各事業所の実情に応じて、労使協定の締結による継続雇用制度の対象者の基準を定めて、希望者全員を対象としないことができます。

また、特例措置として、万一労使間の協議が調わないときに、大企業事業主は平成二十一年三月三十一日まで、中小企業事業主は平成二十三年三月三十一日

までであれば、就業規則等に基準を定めて導入することも認められています。

まもなく特例措置が終了します

今年の三月三十一日をもって、中小企業事業主に対する特例措置が終了となります。

したがって、次のいずれかを導入しなければなりません。

- ① 六五歳までの定年の引上げ
- ② 希望者全員の継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止
- ④ 継続雇用制度の対象となる高齢者の基準を労使協定により締結

法定義務化年齢にも注意

老齢年金（定額部分）の受給開始年齢の引き上げスケジュールにあわせて、高齢者雇用確保措置の義務対象となる年齢が引き上げられています。雇用契約更新時には、継続雇用終了年齢に達しているかを確認してください。



《実施義務化年齢の段階的引き上げのイメージ》

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
法定義務化年齢	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
労働者の年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
平成21年4月1日～平成22年3月31日 に 60歳定年を迎える労働者		定年 63歳 義務	64歳 義務			65歳 義務	継続雇用終了	
労働者の年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
平成22年4月1日～平成23年3月31日 に 60歳定年を迎える労働者			定年 64歳 義務			65歳 義務		継続雇用終了

二月の労務手続
「提出先・納付先」

〇雇用保険被保険者資格取得届

の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〇労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

業を開始している場合）

二十八日

〇じん肺健康管理実施状況報告の提出
「労働基準監督署」

〇健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

〇日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

〇労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

今年卒業する大学生の就職内定が、昨年よりさらに厳しさを増しています。そこで、厚生労働省は卒業前の集中支援策を講じることです。採用を手控える事業所が多い中で、集中支援策が、果たして根本的な解決に結び付くのでしょうか。（ま）

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
E-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com